

静司発第374号  
令和4年12月14日

## 未成年後見人支援事業に関する会長声明

静岡県司法書士会  
会長 白井 聖記

### 1 声明の趣旨

当会は、児童相談所の関与がない場合であっても、未成年後見人の報酬補助や未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助を受けられるよう、未成年後見人支援事業の要件を緩和することを求める。

また、未成年後見監督人の報酬を補助する事業を新設することを求める。

### 2 理由

令和5年4月1日から、内閣府の外局としてこども家庭庁が設置され、同時にこども基本法も施行される。こども基本法では、「誰一人取り残さない」「抜け落ちることのない支援」という理念に基づき、「すべてのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること」など、すべてのこどもについて福祉に係る権利が等しく保障されることが明文化されている。

未成年者にとって、親権を行う者がいないことは、それだけで大きなハンディキャップであり、上述のこども基本法の理念や明文規定に基づき、社会全体でその未成年者の福祉を積極的に保障すべきである。

しかしながら、現状では、未成年者に親権を行う者がおらず、親族に適任者がいないために専門職が未成年後見人に選任される場合において、その未成年者が生活保護を受けているその他経済的に困窮していたとしても、児童相談所の関与がなければ、その未成年者は前項の補助を受けることができない。また、専門職のバックアップを受けることができれば、知己の関係にある親族が後見することができ、未成年者にとってそれが望ましい場合であっても、現状では、

後見監督人の報酬について前項の補助を受けることができない。

親権を行う者がいないこと、親族に適任者がいないこと（あるいは一人で後見人の職務に堪える親族がいないこと。）、経済的に困窮していること、それらはすべて、その未成年者の責に帰すべき事情ではない。また、全国には、前項の補助について、児童相談所の関与を要件としていない地方自治体もあり、それを要件とする合理的な理由はない。

以上のおりであり、当会は、冒頭で述べた法令やこども家庭庁の理念に照らし、上述の困難な境遇にある未成年者に対して、等しく、そしてあまねく、社会の愛や温かみを届けられるようにすべきと考え、前項のおり声明を発出する。